(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年六月二十二日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十二日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十号
(三) 占用を制限する区域　北海道虻田郡喜茂別町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一八一林班よ[1]小班地内
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年六月二十二日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十二日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十二号
(三) 占用を制限する区域　北海道苫前郡初山別村字豊岬二八一番七から同村字豊岬三六番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　北海道苫前郡初山別村字初山別二九七番三地内新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年六月二十二日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十二日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十八号及び二百三十九号
(三) 占用を制限する区域　北海道紋別郡湧別町信部内六一三八番一から紋別市沼の上一五三番三まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年六月二十二日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十二日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十三号
(三) 占用を制限する区域　紋別市上渚滑町中渚滑三九番一から同市上渚滑町中渚滑二五番一地先まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年六月二十二日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十二日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十六号
(三) 占用を制限する区域　北海道岩内郡共和町国富二一七九番から同町国富三九番三まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年六月二十二日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部